

茂原市民生委員児童委員協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、茂原市民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会の事務所は、茂原市福祉部社会福祉課内におく。

(目的及び事業)

第2条 協議会は、管内民生委員児童委員協議会（以下「単位民協」という。）の相互連携と活動の充実及び民生委員児童委員（以下「委員」という。）の連携と親睦を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 単位民協の連絡調整
- (2) 研修及び行事の実施
- (3) 調査研究及び資料、情報交換
- (4) 関係機関、団体等との連絡提携
- (5) その他、協議会の目的達成に必要な事業

(構成)

第3条 協議会は茂原市の単位民協をもって構成し、千葉県民生委員児童委員協議会の組織に加入するものとする。

(役員及び任期)

第4条 協議会には次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、理事13名（会長、副会長含む）、会計2名、監事2名。

2 理事は、単位民協の会長及び部会長をもって充てる。

3 役員任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

また、補欠によって役員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

4 本会は、顧問及び相談役をおくことができる。

(役員を選任)

第5条 会長、副会長は理事の互選とする。

2 監事は、総会において選任する。

3 会計は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。

(役員の仕事)

- 第6条 会長は、協議会を代表し会議を招集し、その会務をとりまとめる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 3 理事は、協議会の企画及び事業の執行にあたる。
 - 4 監事は、会計を監査し総会に報告する。
 - 5 会計は、会長の指示により協議会の会計を司る。

(部会)

- 第7条 協議会には部会をおくことができる。
- 部会規程は別に定める。

(会議)

- 第8条 会議は総会と理事会とする。
- 2 総会は年1回行う。但し、次の場合は会長が臨時に招集することができる。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 委員の3分の1以上が請求したとき
 - 3 総会において協議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 年度事業に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 規約の制定及び改廃に関する事項
 - (4) 監事の選任に関する事項
 - (5) その他、会長が附議した事項
 - 4 理事会で協議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 年度事業計画執行に関する事項
 - (2) 資産の管理に関する事項
 - (3) 総会に附議する事項
 - (4) 総会の議決で委任された事項
 - (5) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - (6) その他、会長が附議した事項
 - 5 総会ならびに理事会は過半数の出席がなければ会議を開き議決を行うことができない。
 - 6 総会ならびに理事会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(会計年度及び経費)

第9条 協議会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

- 2 協議会の経費は会費、補助金等をもってあてる。
- 3 会費規程は別に定める。

(規約の変更)

第10条 この規約の変更をしようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、昭和54年 4月 1日から施行する

附 則

この規約は、昭和55年12月 1日から施行する

附 則

この規約は、平成 元年 5月16日から施行する

附 則

この規約は、平成 8年 5月14日から施行する

附 則

この規約は、平成17年 4月27日から施行する

附 則

この規約は、平成20年 4月24日から施行する

附 則

この規約は、平成22年 4月22日から施行する

附 則

この規約は、平成23年 4月25日から施行する

